

# 大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

## 1 平成31年度の保険料率について

<b>保険料（年額）</b> （年間限度額62万円）	=	<b>均等割額</b> 被保険者1人当たり <b>51,491円</b>	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額※ ×所得割率 <b>9.90%</b>
-------------------------------	---	--------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。（雑損失の繰越控除分は控除しません。）

## 2 保険料の軽減について

- (1) 世帯の所得状況に応じて保険料の均等割額（51,491円）が軽減されます。本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（8.5割、9割）されてきましたが、31年度から、段階的に見直しをおこなっています。

所得の判定区分	均等割の軽減割合				平成31年度の 軽減後の均等割額 (年額)
	本則	31年度	令和2年度	令和3年度	
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額（33万円）を超えないとき [平成30年度における9割軽減の区分] うち、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する）	7割	8.5割 (注2)	7.75割	7割	7,723円
		8割 (注1)	7割		10,298円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+28万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	5割			25,745円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+51万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	2割			41,192円

(注1) 9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。（ただし、住民税課税世帯の方は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績等に応じて異なります。）

(注2) 8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

※ 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る税法上の規定は適用されません。

※ 当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

- (2) 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、新たに保険料をご負担いただくこととなります。当面の間、**所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。**

## 保険料算定例（平成31年度）

実際にご負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。

新しい保険料額等については、平成30年分の所得が確定した後、7月中旬頃に通知書を郵送します。

### 単身世帯(収入は年金のみ)の場合

年金収入額		80万円	168万円	196万円	219万円	300万円
所得額		0円	48万円	76万円	99万円	180万円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	0円	15万円	43万円	66万円	147万円
	所得割額 ①	0円	14,850円	42,570円	65,340円	145,530円
均等割額	軽減割合	<b>8割軽減</b>	<b>8.5割軽減</b>	<b>5割軽減</b>	<b>2割軽減</b>	
	軽減後の均等割額 ②	10,298円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
<b>保険料総額 ①+②</b>		<b>10,298円</b>	<b>22,573円</b>	<b>68,315円</b>	<b>106,532円</b>	<b>197,021円</b>

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

### 後期高齢者夫婦二世帯(収入は年金のみ)の場合

- 妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額		夫	80万円	168万円	224万円	270万円	300万円
		妻	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円
所得額		夫	0円	48万円	104万円	150万円	180万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	夫	0円	15万円	71万円	117万円	147万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	所得割額 ①	夫	0円	14,850円	70,290円	115,830円	145,530円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
均等割額	軽減割合		<b>8割軽減</b>	<b>8.5割軽減</b>	<b>5割軽減</b>	<b>2割軽減</b>	
	軽減後の均等割額 ②	夫	10,298円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
		妻	10,298円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
<b>保険料総額 ①+②</b>		夫	10,298円	22,573円	96,035円	157,022円	197,021円
		妻	10,298円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
		計	<b>20,596円</b>	<b>30,296円</b>	<b>121,780円</b>	<b>198,214円</b>	<b>248,512円</b>

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。